

日時：平成29年11月28日(火) 10:00～11:00

場所：東京都庁第一本庁舎29階29C会議室

＜福祉保健局出席者＞（敬称略）

障害者施策推進部	地域生活支援課	統括課長代理、課長代理
同	精神保健医療課	課長代理
同	計画課	課長代理
同	施設サービス支援課	統括課長代理、課長代理
少子社会対策部	家庭支援課	課長代理

＜東京LD親の会連絡会出席者＞

・けやき 1名 ・にんじん村 3名 ・ルピナス 3名

1. 一生涯を通して切れ目のない、LD等発達障害者支援体制の確立

- (1) LD等発達障害のある人にとっては早期発見・早期支援によってその後の成長に大きな影響があります。検診結果が経過観察になった場合には、家族に対し継続的な検査や支援の機会を設けるように指導してください。乳幼児健診で問題なく通過しても保護者の心配が続く場合には、再度チェックを行い、療育へと繋がるように実施団体である区市町村に指導助言してください。また、医療機関に従事する職員、関係者に向けた研修を引き続き開催し、LD等発達障害のある人とその家族の個別のニーズに合わせることもできる柔軟な支援体制と環境整備を進めてください。
- (2) 乳幼児期に発達障害が早期発見されても、保育園、施設職員等の専門知識のある職員の数が不足していて、十分な対応がなされず、早期発見の効果が少なくなっています。職員を増員するとともに、質の向上を図ってください。

回答：(障害者施策推進部 精神保健医療課)

都は区市町村包括補助事業により、区市町村が支援専門員及び医師、心理師、OT、PTなどを配置し、幼稚園、保育園等を巡回指導することで、発達障害のある児童を早期に発見するとともに、早期に支援機関につなげるための取り組みを支援しているところです。こうした取り組みは、平成28年度で35区市町村に広まっており、また独自に行っている区市町村も合わせ、平成28年度精神保健医療課調べでは46区市町村になっています。又、区市町村や支援機関等発達障害児の支援に携わる職員、それから医療従事者に対し発達障害児・者への理解と支援の充実を図るため、様々なテーマを設けて検証を実施させているところです。引き続きこうした取り組みにより、LD等発達障害児・者への支援の充実を図っていくことを考えているところです。

回答：(少子社会対策部 家庭支援課)

私共、少子社会対策部では地域における母子保健推進向上を図る為に、区市町村の母子保健従事者や医療機関関係者を対象とした母子保健研修というものを開催しています。例年、乳幼児の発育、発達、乳幼児健診の意義や留意点、又、育児支援の在り方について、内容を取り入れたテーマで研修を行っています。昨年度も今年度も開催しています。

又、都立小児総合医療センターが中心となって、平成20年度から実施している子どもの心診療支援拠点病院事業で、医療機関や保育園、学校、児童福祉施設などで、地域の医療機関が子どもの心の診察や日常生活の中で失敗や障害特性に応じた適切な対応が行えるように、専門医療機関のノウハウを活用して、各種研修などを実施しているところです。

こうした取り組みの他、検診で経過観察となった乳幼児に対するフォローを行う区市町村に対して、区市町村包括事業において、財政支援も行っています。

- (3) 障害者施策区市町村包括補助事業を活用してライフステージにそった支援がすべての区市町村で継続的に受けられるようにしっかりと予算化して区市町村に指導してください。障害者施策区市町村包括補助事業を活用していない自治体の支援の実態を教えてください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

障害者施策区市町村包括事業は、福祉保健区市町村包括補助事業の1つとして、区市町村が地域の実情に応じ創意工夫を凝らして主体的に実施する、障害者に対する福祉サービス充実に比する事業を支援するこ

とにより、都に於ける福祉保健施策総体の向上を図るという事を目的とする事業です。尚、発達障害児支援のメニュー事業として1つは専門職を配置し、発達障害児・者の早期発見、早期支援のためのシステムを構築する区市町村発達障害者支援体制整備推進事業があり、又、専門職を配置して成人期の発達障害者支援のためのシステムを構築していきます。こうした区市町村が選択して実施する事業に対して、支援を行っています。

就労面の補足回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

東京都では各区市町村へ、区市町村障害者就労支援センターの設置を進めてきていて、現在51区市町村に設置しています。その中で、就労面の支援として、福祉施設からの移行を含め、職業相談、職業準備支援、職場開拓等の支援を実施しています。

区市町村障害者就労支援事業では都として、障害者の種別を問わず、支援できるような体制を求めています。区市町村包括事業のメニューとして、各地域の実情に応じて、各区市町村が創意工夫を凝らして実施しています。今後も区市町村に対し、地域の実情に応じて、適切な支援を実施するよう、求めていくところです。

就労面の補足回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

それから、発達障害者支援体制整備推進事業と成人期の活用状況について私の方からお答えいたします。先ほども答えましたが、専門職を配置して、発達障害者の早期発見、早期支援のためのシステムを構築する区市町村発達障害児・者支援体制整備推進事業は35区市町村となっていて、成人期の支援に取り組む区市町村は11町村となっています。

- (4) 発達の記録やその都度の支援内容を一括して管理できるサポートファイルは徐々に普及活用されてきているとの事ですが、現在の普及状況をお知らせください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

平成29年4月1日現在、個別支援ファイル等の後方支援の手段として活用している自治体は19区市となっています。

- (5) 就労している発達障害者にとっては、各種手続き（申請・更新等）のために、その都度仕事を休むことが負担になる場合があるので、休日などにも窓口を設けてください。「自立支援医療」の更新期間は精神保健福祉手帳と同様、2年間にしてください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

自立支援医療費、精神通院医療費の支給認定期間は、障害者支援総合法の施行規則により、1年以内であって支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態から見て、自立支援医療を受ける事が必要な期間とすると定められています。この有効期間については、地方分権改革に関する平成28年の地方からの提案等に対する対応指針において、「地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年度中に結論を得る。又その結果に基づいて、必要な措置を講ずる」とされています。

都は他の大都市とも連携して、国に対して、診断書の提出を2年に一度としたことに合わせて、旧精神保健福祉法第32条に基づく公費負担制度と同様に、有効期間を2年とする事、精神障害者保健福祉手帳の有効期間との整合性を図ることを要望しているところです。

2. 専門的人材の育成

- (1) 発達障害者支援センターの増設をしてください。発達障害者支援法の改正に伴い、都道府県に複数の発達障害者支援センターが設置できるようになりました。東京都でも発達障害者支援センターを複数設置して、相談等に行きやすい環境を整えてください。自閉症スペクトラムに対応できるだけでなくLD、ADHD、トゥレット症候群、吃音等発達障害全般に対応できる専門知識を持った職員を増やしてください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

都はこれまでも発達障害児・者と家族が身近な地域で安心して暮らせることが出来るよう、区市町村における発達障害児・者支援体制の整備を図っていて、現状、東京都発達障害者支援センターの増設は考えていません。今年度は東京都発達障害者支援センターにおいて、地域の支援力の更なる向上を図ることを目的として、区市町村や支援機関が一堂に会して地域が抱える発達障害者支援の取り組みや、抱える課題について意見交換を行う地域連携会議を試行的に多摩地区に於いて開催する予定。今後は区部での開催も検討していきたいと考えているところです。こうした取り組みにより、区市町村における、発達障害児・者の支援体制の充実を

図っていききたいと考えているところです。

又、東京都発達障害者支援センターに対しても、発達障害児・者の特性に応じて適切な支援を図ることが出来る体制を整備するよう指導しているところです。

- (2) 各区市町村の発達障害に対応する窓口担当職員が、LD 等発達障害についての専門的な知識を持って対応できるよう、人材育成の徹底を指導してください。また、地域格差がないようにご指導ください。さらには、窓口の職員だけでなく、関係部署内全ての職員対象に研修を行うよう指導してください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

都は区市町村や支援機関等、発達障害児の支援に携わる職員や医療従事者に対して、発達障害の理解と支援の充実を図る為に毎年様々なテーマを設けて、研修を実施しています。今後、発達障害児・者支援に携わる職員が発達障害児・者の様々な特性に対応できるよう毎年テーマを見直ししながら、人材育成に努めていきます。尚、研修の周知については、区市町村や福祉保健局障害者施策推進部の各部所にも協力頂き、発達障害児・者に関わりのある機関等に周知をして、広く参加を呼びかけているところです。

3. LD 等発達障害のある人の自立生活援助

- (1) 国では平成 30 年 4 月から施設入所支援や共同生活援助を利用している方々を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応による地域生活に向けた相談助言等を行うサービス、「自立生活援助」を新設する事となっていると伺いましたが、その後の準備状況はどうなっているのかお聞かせください。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

平成 30 年 4 月から創設される自立生活援助については、9 月 6 日に開催された障害福祉サービス等報酬改定検討チームに於いて関係団体のヒアリングにおける主な意見など、報酬や基準にかかわる論点が表示されて議論が交わされたところです。この論点としては、①サービスの対象者像、②定期訪問のマネージメント、③随時対応のための体制、④職員の配置、⑤基本報酬と加算、⑥他のサービスとの関係といった論点が表示されて、議論が交わされました。

東京都では国に対して報酬改定や制度改正の具体的な内容を早期に提示すること、又、自立生活援助について利用者のニーズに応じたきめ細かな支援を担保できるよう指定基準を明確化すると共に、事業実施に必要な且つ十分な報酬単価とする事や、具体的な支援内容例や事例集を提示することなどによって、サービスの質の確保を図ることを緊急要望しています。

- (2) 親亡き後の生活支援も見据えた体制整備、支援体制を確立してください。障害者手帳の取得が難しいボーダーラインの人たちに対しても、一人暮らしや自立した生活をするための生活訓練が少しずつ受けられる体制を整備するように区市町村に対して指導して下さい。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

発達障害児・者が身近な地域で生活を送れるよう授乳期から成人期まで、ライフステージに応じた支援を行う事が重要であると考えていて、都は区市町村が主体的に発達障害児・者に対する支援拠点を整備して、関係機関と連携した支援体制の構築が図られるよう区市町村包括補助事業により、支援しています。又、地域連携会議等においても要望の課題について今後取り上げていくことを検討して、地域における支援体制整備の確立が図っていけるよう努めていききたいと考えているところです。

- (3) 療育手帳の取得基準を教えてください。また、申請しても取得できない人の割合は把握されているのかお聞かせください。東京都として、手帳取得できない人への対策はどのように考えているのか教えてください。

回答（障害者施策推進部 施設サービス支援課）

療育手帳は知的障害者の福祉の充実を図る為、療育手帳制度についてという昭和 48 年発出の厚生労働事務次官通知により、各都道府県が実施要綱等を定めて実施している制度です。東京都では、療育手帳の名称を「愛の手帳」として東京都愛の手帳交付要綱に基づいて、都内住所又は居所を有する者で児童相談所又心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付しています。要綱では知的機能の障害が 18 歳未満の発達期に現れ、日常生活に支障を生じている為、何らかの特別の援助を必要としている状態という者を知的障害としています。知的障害の基準に該当するか否かについては、年齢を十分考慮し、知的測定値、学習能力、作業能力、社会性、意思疎通、身体的健康、日常行動、基本的生活等の項目を診断したうえで、総合的に判定しています。

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法及び、児童福祉法の改正によって、発達障害児・者が精神障害児・者の範囲に含まれる事が明確にされました。発達障害と診断されたことをもって、愛の手帳の対象者と判断する事は出来ません。愛の手帳には判定の結果、知的障害を伴うと認められた場合に交付される事になっています。発達障害のある方が愛の手帳を取得できない場合、精神障害者保健福祉手帳の取得をご案内しています、又、発達障害のある方への援助については手帳の有無に関係なく、一般相談事支援業所や発達障害者支援センターにおいて、障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障害者福祉サービスの利用支援等の他、障害者の権利擁護の為に必要な援助を行っています。

- (4) 発達障害のある人たちが地域で安心して生活するための支援事業(放課後等デイサービス、就労支援施設、作業所、グループホーム等)の職員、関係者に向けても LD 等発達障害についての研修や講習会を開催し、理解啓発を進めてください。各区市町村によって対応や支援内容に格差が発生しないように指導してください。また、その運営についても適切かどうかを定期的に確認してください。

回答(障害者施策推進部 精神保健医療課)

都は区市町村や支援機関等、発達障害児・者支援に携わる職員や医療従事者に対して、発達障害の理解と支援の充実を図る為に、毎年様々なテーマを設けて研修を実施しています。今後も発達障害児・者支援に携わる職員が発達障害児・者の様々な特性に対応できるよう、毎年テーマを見直しながら、人材育成に努めていきます。

4. 就労移行支援事業について

- (1) 就労移行支援事業所には地域格差があり、就職率に差が見られます。自立に向けた就労促進策を充実させるためにも、東京都が率先して就労移行支援事業所の訓練内容を把握し、どの事業所でも効果的な支援が受けられ、一般就労に結びつくように指導してください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

障害者の就労支援には職業相談、就職準備支援、職場実習などプロセスがあります。このプロセスを着実に積み重ねていく事が大切です。そこで経験の浅い支援員に対しては、障害者就労支援体制レベルアップ事業、従事者研修等を東京障害者職業支援センターと共催にて実施していて、支援員の人材育成に取り組んでいて、この人材育成を通じて、事業所支援の質を確保できるよう努めています。引き続き事業所に対して研修の受講を呼びかけるとともに、支援員の人材育成を通じて事業所での質の向上に努めていきたいと考えています。

- (2) 就労移行事業所向けに行っている実践的な研修内容や参加状況を教えてください。また、事業所を認定する際には必ず研修を受けることを認定条件に加えてください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

就労移行支援事業所向けの研修として、障害者就労支援体制レベルアップ事業、従事者研修等と、就労支援機関等スキルアップ事業を実施しています。障害者就労支援体制レベルアップ事業では障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、記述、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を実施しています。就労支援機関等スキルアップ事業では、雇用導入期の企業でのアプローチマッチング等のスキルを付与するための研修や企業との意見交換会、障害者特性に応じた支援等に関する研修を実施しています。平成 28 年度実績は、レベルアップ事業は 175 名、スキルアップ事業は延べ 148 名が参加しています。又、事業者指定では基本的には国の省令要件が列挙されており、当該研修事項要件にすることを定められていませんが、引き続き事業所に対して研修事項を勧奨していきたいと考えています。

- (3) 認定した事業所については、サービス内容だけでなく職員配置や財務状況など全般の質の向上に努めるように指導助言してください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

職員配置については、事業者指定に関わる人員基準として、管理者及び職種、職員数が条例で定められています。又、財務・会計については事業者指定時に資産の状況を確認することが国の省令で規定されていると共に、毎年運営主体の法人種別に応じて財務諸表を作成する事になっています。これらの法令、条例に基づき、都では引き続き必要な指導を行っています。

- (4) 就労移行支援 A 型事業所について、設置数や指導内容等把握されている現状を教えてください。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

都内 A 型事業所については、平成 29 年 4 月 1 日現在、108 ヶ所となっています。今年度から国の省令改正に伴う都条例の改正が行われ、利用者の希望に応じた労働時間や労働の日数等での就労が可能になるよう適切な支援を行うものとされています。

又、この改正では事業運営の健全性を確保するために、生産活動にかかる収益が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないとされましたが、これを満たさない赤字の事業所については、経営改善計画書の作成の指示をし、計画を実施すること等により、収益改善を図っていくよう指導しているところです。

- (5) 就労がなかなか難しいといわれる事例でも、環境の整備や、人的な配置等、合理的配慮によって就労がかなうと言われます。困難事例にも、十分な就労支援の取り組みをするように指導して下さい。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

企業との環境調整や人的な配置としてのジョブコーチ支援の活用などを実施することは就職後の安定就労、定着率の向上につながっています。そこで、就労支援員は障害者本人を理解するだけでなく、企業にも適切な配慮を求める調整能力が求められています。基本的には支援員が企業見学、企業訪問の機会をとらえ、企業アセスメントを行い配慮することにより、障害者が出来る事を逆に企業に提案するというようなスキルです。都としては、マッチングスキル等向上研修の中で企業アセスメントスキルを高める実践的な研修を実施し、就労支援人材の育成に努めてきました。引き続き障害者雇用が適切に促進するよう企業と環境調整が出来る人材育成に努めていきます。

5. 住宅の支援について

- (1) 発達障害者への住宅の支援が遅れています。グループホームでも、サテライト型、アパート型、ルームシェア型、長屋型、公営住宅利用等、従来より柔軟な施設の設置が望まれます。発達障害者に対応した施設を増やし、自立への一歩が踏み出せるよう住宅支援施策の検討をお願いします。土日も親元に帰らず居室にいることができる、長期間にわたって住むことができる等の個に応じた支援の充実を希望します。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

都はグループホーム入居者の家賃負担を軽減するため、家賃の一定額に助成を行っており、この事により、アパート型やサテライト型などの柔軟な居住の場の選択に寄与しています。

- (2) 緊急一時保護（発達障害児・者の親の入院や、冠婚葬祭等で保護者が留守になる場合等）で利用できる宿泊施設について、東京都の実情（その数、利用方法、利用者数、利用日程、サービス等）をお教えてください。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

緊急一時保護事業は障害者自立支援法の障害者短期入所事業が開設されるまで、心身障害者緊急保護事業として実施してきた事業です。現在は各区市町村が独自で、緊急一時保護事業を実施していて、事業の詳細については各区市町村が定めています。都は、障害者施策区市町村包括補助事業において、各区市町村を支援しています。

6. 放課後等デイサービスについて

- (1) 「放課後等デイサービス」の利用希望があっても、業者側の定員などの状況によって、長期間空き待ちをしているケースが報告されています。利用者ニーズに対してどれくらいの供給がなされているのか調査をお願いします。また、不足分については充実を希望します。

回答（障害者施策推進部 施設サービス支援課）

放課後等デイサービス都内事業所数は、平成 24 年 4 月の 119 ヶ所から本年 11 月 1 日現在で 799 ヶ所と 7 倍近くに増加しています。事業所については区市町村によっては、事業所が充足していて定員割れしているところや、実際に事業所が不足している地域もあります。都としては地域の状況を把握し、実施機関である区市町村とも定期的に連絡を行うなど、連携しながら業務を進めています。

- (2) 適切な「放課後等デイサービス」が探せず、悩んでいる保護者がいます。デイサービスについての相談窓口がどのように機能しているか教えてください。また、利用者の希望に応じたデイサービスの充実を希望します。

回答（障害者施策推進部 施設サービス支援課）

都では障害者サービス情報により、都内の障害児通所支援事業所の情報については広く公表して、誰もが事業所の人員やサービスの状況を確認し事業所利用の参考に出来るようにしています。又、利用者が区市町村の窓口や相談支援事業所において、事業所の利用の相談が出来るようになっていきます。事業者が新規に事業所を開設する場合には、開設予定の区市町村へ事業所開設の相談に行くよう求めています、区市町村の意向には考慮して指定を行っています。

- (3)「放課後等デイサービス」の事業所が急激に増加し、その内容の格差が大きいと聞いています。東京都として把握されている事業者数・利用者数・サポート体制・専門性のある職員の数をお知らせください。また、発達障害についての専門知識を持った職員を配置するように指導をお願いします。

回答

先ほど申しましたが、都内の放課後デイサービス事業所数は11月1日現在で799ヶ所、定員については8,450人となっています。利用者数ですが、8月の実績では、14,519人となっています。都では、事業所の新規指定の際、新規事業所の開設を希望する事業者を対象に事前説明会を開催し、指定基準や適切な運営について説明を行っています。又、指定相談では区市町村への相談内容や当該事業所で行う療育内容を記載した事前調査票の提出を求め、それを基に事前相談をおこない、指定前には現地確認を実施しています。

尚、事業所に配置が義務付けられている児童発達支援管理責任者には、放課後デイサービスを利用する児童と保護者のニーズを適切に把握して、個別支援計画を作成し、全従業者が生活に基づいた支援を行ってけるように調整するとともに、役割を担っています。都は児童が事業所に於いて適切な支援が受けられるよう提供される支援の管理や客観的評価等行える人を、配置するよう指導を行っています。

7. 公的書類のユニバーサルデザイン化

- (1) 昨年、東京都及び区市町村で扱う届け出用紙・申請書類等は、説明・記入方法がわかりにくいと、ユニバーサルデザインを目指して、様式・書式等を見直し、障害者本人が記入しやすい、解りやすい形に改善することと、区市町村に対してのご指導をお願いしましたが、変更されたことがあれば、具体的にお聞かせください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

LD等発達障害の方については、読みの困難さを抱えている事は認識しています。しかし、自立支援医療費精神通院医療費支給認定書については、法令等に定められ、支給認定にあたる必要の内容を記載できる様等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための、法律施行細則において、様式を定めているところで、この規則については法令などの改正があった場合には、合わせて改正する性格のものであることから、変更のない現状で様式のみ改正を行うのは困難です。

昨年度皆様方から支給認定書について記入しやすい分かりやすい様式にしていくにはどうすればよいか、何点か提案を頂きましたが、法令等の改正があった際には頂いた意見を踏まえて、見直しを行っていきたくと考えています。

8. ヘルプマークについて

- (1) ヘルプマークを付けている障害者の方を見かけることが多くなりました。東京都が日ごろより普及に力を入れてくださっていることに感謝申し上げます。しかし、東京都の広報(8月号)によれば、「外見から見えない障害」に発達障害が入っておりません。次の広報には発達障害を入れて、さらに普及に力を入れてくださるようお願い申し上げます。

回答（障害者施策推進部 計画課）

ヘルプマークは障害の有無や障害の種別に限らず、援助や配慮を必要としている方のためのマークです。周知や啓発に於いては発達障害のある方は勿論、外見からは分からないけれど、援助や配慮を必要としている方のためのマークであるという事を伝えていきます。よりわかりやすく伝え、理解を頂くために、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は、妊娠初期の方等と例示を上げていますが、リーフレットなどに

明記する際には、全ての対象を例示で上げる事が困難である事を、ご理解お願い致します。今後も引き続き、様々な機会を通して、ヘルプマークの普及・啓発に取り組んでいきます。

9. 各関係機関によるネットワークの構築

(1) 昨年5月に改正された発達障害者支援法では目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要である、と記されています。医療、福祉、教育、就労、警察等による各関係機関のネットワークを構築してください。発達障害者支援地域協議会等でのますますのネットワークの構築をお願いします。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

発達障害児・者に対しては、乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた支援が出来る体制構築に向けて福祉だけではなく、医療、教育、就労等の各関係機関がそれぞれの役割を担い、協働して支援をしていく事が必要と、認識しています。こうしたことから、都に於いては、発達障害者支援地域協議会、LDの親の会の皆様方にも委員として参加して頂いていますけれども、各関係機関を委員として、各機関の取り組み等について、報告、意見交換等を行わせて頂いています。地域連携会議等に於いても、地域における関係機関のネットワークの構築を図る事も1つの狙いとしていますので、地域連携会議の内容も検証を行いながら、関係機関の更なるネットワークの構築を図っていただけるように進めていきたいと考えています。

質疑応答

Q ルピナス 様々な研修をしていると回答いただきましたが、職員、関係者に向けて具体的にどのような研修をされているのか教えてください。

A 障害者施策推進部 精神保健医療課 ①区市町村や支援機関の職員の為の研修、②発達障害者の支援に関する知識力向上のための研修と、職員の中でもある程度経験を有する者に対して更なるスキルアップを図る為の研修、③医療従事者に対して発達障害への理解を図る為の研修、この3本を行っています。その研修の中でそれぞれ自閉症への理解とか、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等への専門的な知識向上を図る研修、実地研修、ソーシャルスキルトレーニング(SST)の研修、現場実習、そういう内容をテーマとして扱っています。

Q ルピナス それらの研修から、どのように現場には下りているのでしょうか。ある程度知識のある方ばかりですね。

A 障害者施策推進部 精神保健医療課 知識の向上研修には、初めて発達障害に携わる方から、ある程度経験を有する方まで幅広く、就労支援機関、放課後デイ、その他色々な支援機関の方々に参加して頂いています。

Q ルピナス ここからは学校とかにはあまり広がっていかないですか。

A 障害者施策推進部 精神保健医療課 学校の方は教育庁の関係なので、明確にはお答えできないのですが、学校の方も、職員に対する研修を行っていると聞いています。

Q ルピナス 子供が小学校2年生ですけれども、学校現場として発達障害者に対して全く理解も知識もない現状です。先ほどから色々な研修を行っていると言っていますが、実際の現場にどのように降りているのか、そこが疑問です。

A 障害者施策推進部 精神保健医療課 私の方で行っている研修は主に福祉関係の事業所に従事する職員が多く、教育関係の方はごく僅かというのが実情です。教育の方では教員に対して研修をしていると聞いていますし、又、保健福祉局で委託して提携しています。発達障害者支援センター長もそういう場合には講師として出向いて理解を進めるように研修等を行っていると言っています。

Q ルピナス 6の(2)ですが、相談窓口があるという事ですが、どんなデイサービスがあり、どんな評価が上がっているか、具体的な名前とかを是非教えてください。民間の口コミ掲示板を見ながら、小さな地域の親の会で情報

交換にとどまっているのが現状です。教えていただければ、それを具体的に親の会から広めていきたいです。

A **障害者施策推進部 施設サービス支援課** 障害者サービス情報で公開しているので、お調べいただきたいのと、後はお住いの地域を指定して個別にお電話でお問い合わせいただければ、お答えは出来ます。

Q **ルピナス** 問い合わせはどちらに？

A **障害者施策推進部 施設サービス支援課** 私は障害者施策推進部 施設サービス支援課ですが、児童福祉サービス担当というところに、区市町村では障害福祉課の窓口に行っていただければ、そちらの方で情報公開しています。

Q **ルピナス** その情報を公開される事業所が、ビデオを見せるだけ、ドライブといって連れ出すだけである様なひどい事業所でも、ST や OT 等の入った療育をすると有効なことはたくさんあるので、デイサービスの充実は望まれている事です。単に公開するというだけでなく、適正なチェックを民間と一緒にしていく事が必要と思います。現状はそうではなく、ひどい状況になっています。

A **障害者施策推進部 施設サービス支援課** 事業所にそういう問題があるというのは、東京都だけではなく全国的な問題で、国の方も平成 29 年 4 月 1 日に制度改正をして、児童支援員、保育士とか障害に関する専門的知識を持った職員の配置を義務付ける形になりました(そこに機能訓練を置くという事ではない)。我々もその問題点を認識しているので、国の放課後デイサービスのチェックリストを使って、昨年度は全事業所から情報を集めました。今年度からガイドラインからも省令の方でも、各事業所が自己評価、保護者からの評価を公開することが義務付けられました。そういった事も参考にしながら保護者の方が事業所をお決め頂けるように、東京都だけではなく、区市町村も含めて取り組んでいます。

Q **にんじん村** 地域連携会議の内容や、メンバーを教えてください。

A **障害者施策推進部 精神保健医療課** 実は連携会議は今回初めて実施するので、まだ試行錯誤しながら行っているところです。今回多摩地区で、「思春期から成人期における発達障害」というテーマで開催し、地域の支援機関、区市町村に参加頂く(多摩地区全体で、13 市町)予定です。将来的には多摩地区でもう少し小さなブロックを組んで、もっと色々な就労機関も含めて何かできないかと考えています。一つの区市町村だけでなく、もう少し近隣の区市町村とも顔の見える関係を作って、地域を超えた形での連携、意見交換が出来るよう取り組んでいきたいと思っています。

Q **ルピナス** 19 の区市町村でサポートファイルを活用しているとの事ですが、その具体的地域名とかを教えてください。

A **障害者施策推進部 精神保健医療課** 今、手元にないので、又、別途。

Q **ルピナス** サポートファイルを小学校から中学校へ上げていく段階で声掛けに終わっていて、上がっている方が少ないと感じています。特に中学から高校へ上げる時に、保護者に子供の負に繋がりはしないかという過剰な不安があって、校長もそれをなかなかできないという問題を抱えていると聞いています。きちんと上げる事によって決して不利ではないという事が伝わらないと、いくらサポートファイルを推進しても活用されません。

A **障害者施策推進部 精神保健医療課** 確かにおっしゃる通りで、このファイルを使つての情報共有はまだ途上段階です。このファイルが有効活用されていく為には、福祉関係、教育関係、保護者、様々な方々の理解が必要と思っていますので、今後普及し活用されていくように色々と検討、考えていきたいと思っています。